

PFOS及びPFOAに関する日本国内の法規制状況について

令和7年10月21日

1 環境基本法

- 令和2年5月に「要監視項目（人の健康の保護に関する項目）」に追加されました。
- これは「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」です。
- 事業場に対する規制はなく、国及び地方公共団体が、地域の実情で必要に応じて監視すべき項目とされています。

指針値：PFOS及びPFOAの合計値が0.00005 mg/L（=50 ng/L）以下

※ 令和7年6月30日付け環境省通知により、「指針値（暫定）」が「指針値」になりました。

2 水質汚濁防止法

- 令和5年2月に「指定物質」（公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質）に追加されました。
- 規制値はありませんが、流出等の事故発生時には都道府県又は政令市への報告義務があります。

3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法：PRTTR法）

- PFOSは平成22年度分から、PFOAは令和5年度分から、それぞれ移動量届出義務の対象となりました。

4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

- 平成22年にPFOS、令和3年にPFOAが、それぞれ第一種特定化学物質に追加指定されました。
- 第一種特定化学物質は、「製造、輸入、使用は原則禁止」とされています。

5 水道法

- 令和2年4月に「水質管理目標設定項目」(水道水質管理上留意すべき項目)に追加されました。
- 令和7年6月30日付け環境省通知により、令和8年4月1日から「水質基準項目」に引き上げられることになりました。これにより水道事業者等に水道水の検査義務及び基準値の遵守義務が課されます。

基準値：P F O S 及び P F O A の合計値が 0.00005 mg/L (=50 ng/L) 以下